第12回

平成30年11月2日

コピーライト

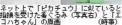
平成30年度【知的財産法】杉山 務

着ぐるみ「もう使いません」=ピカチュウ似キャラー山口県宇部市

「ピカチュウ似の着ぐるみ、もう使いません」ー。山口県宇部市は11日、人気アニメ「ポケットモ ンスター」のキャラクターに似ていると指摘された市の環境イメージキャラクター「エコハちゃ ん」について、着ぐるみでの使用を控えると発表した。イラストとしては今後も活用していく。 エコハちゃんは市内の資源リサイクル業者団体がデザインし、着ぐるみとして昨年10月にデ ビュー。しかし、インターネット上などで「ピカチュウに似ている」と話題になり、市に苦情などが 殺到していた。

久保田后子市長は記者会見で「(似ていると)指摘を受けることになるとは思わなかった。今 後はイラストで活躍してもらいたい」とエコハちゃんにエールを送った。(2011/08/11-19:45)







裁判例

「999盗作」法廷 槇原さん・松本さんが直接対決



「999」の台詞

時間は夢を裏切らない 夢も時間を裏切っては ならない <24字>



「約束の場所」の歌詞

夢は時間を裏切らない 時間も夢を決して裏切ら ない <23字>

20年7月7日 asahi.com

平成30年度【知的財産法】杉山 務

「替え歌」は違法か?

会いたい with INSPi

歌:沢田知可子 作詞:沢ちひろ 作曲:財津和夫 「安定したい」2014年

ビルが見える教室で二人は机並べて 同じ月日を過ごした 少しの英語とバスケット

そして私はあなたと 恋を覚えた 卒業しても私を子供扱いしたよね 遠くへ行くなよと 半分笑って半分真顔で抱き寄せた

低い雲広げた冬の夜 あなた夢のように死んでしまったの 今年も海へ行くつて いっぱい映画も観るって 約束したじゃない あなた約束したじゃない 会いたい...

沢田知可子



曲が売れた収入で 目黒のマンション 手に入れ すぐにバブルがはじけた 当時の買い値は 7000万

そして売り値は2000万 殺意覚えた 契約決まり売却業者にお願いしたよね 「振り込みしてよね」と 半分払って 半分持ち逃げ騙された

ヒット一曲あっても庶民的 印税まるでないと 知ってしまったの カラオケ みんなが歌って いっぱい お金 入るって 全くウソじゃない 歌手は一銭ももらえない 泣きたい





うた(歌・唄)の著作権

うたの構成

詩 作詞 作詩家 著作権 曲 作曲 作曲家 著作権

編曲編曲家著作隣接権

演奏楽器演奏•指揮 著作隣接権

※ それぞれに、著作者人格権(特に同一性保持権)

CD製作・販売 インターネット配信

うたの利用

CD購入、カラオケ、着メロ

BGM:店舗、映画、有線放送 発表会、放送、映像の挿入歌



6

平成30年度【知的財産法】杉山 務

知的創作物についての権利

・著作権(創作と同時に自動的に権利が発生)

著作権は、

「音楽や小説、絵画などの著作物に関し、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」を目的









小説

知的創作物についての権利

保護の対象となる著作物であるための要件

- (1)「思想又は感情」を表現したもの
 - → 単なるデータが除かれる
- (2)思想又は感情を「表現したもの」
 - → アイデア等が除かれる
- (3)思想又は感情を「創作的」に表現したもの
 - → 他人の作品の単なる模倣が除かれる
- (4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの
 - → 工業製品等が除かれる

8

平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作物の種類

第10条

著作物の例示

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ニ 音楽の著作物
- 三舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型 その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

9

中古ゲームソフト事件

(焦点は頒布権)

③大手ゲームソフトメーカー6社が、中古ソフト販売業者に対し、中古品販売の差止を求めて大阪地輸に提訴(1998年7月)

ゲームソフトメーカー VS 中古ソフト販売業者

③大手中古ソフト販売業者が、大手ゲームソフトメーカーに対し、中古ソフトに頒布件は存在しないことの確認訴訟を東京地象に提訴(1998年10月)



3大阪地裁 H11.10.07

メーカーの勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当する頒布権も認められ、譲渡後も頒布権は消尽しない

理由:

ゲームはプレイヤーの操作によって影像やその順序が異なるとはいえ、その変化は、プログラムによって予め設定された範囲内にすぎず、ゲームソフト自体が、映画と同じく著作者の統一的な思想・感情を表現したものである

映画の頒布権は譲渡後も消尽しないのであるから、ゲームソフトの頒布権も消尽しないと解するのが妥当。

③東京地裁 H11. 5.27

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当しない。

理由:

中面の著作物とは、多数の観客に対して 同一の視聴覚的効果を与えるものと解す るべき

各々のプレーヤーが個別の画面上にそれ ぞれ異なった影像を能動的に表示させる ゲームは、映画の著作物に相当するとは 解せない



_ 10

平成30年度【知的財産法】杉山 務

ゲームソフト関連事件(ビデオゲームは映画の著作物?)



4大阪高裁 H13. 3.29

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し、 頒布権も認められるが、頒布権は譲渡後 に消尽する

理由:

ゲームソフトは大量の複製物を販売する過程において投資の回収を図ることができるものであるから、頒布を繰り返すことにより投資の回収を行う映画フィルムとは異なる

一旦、適正な価格にて販売されたゲームソフトは、既に投資回収の機会が与えられたものであり、商品取引の自由の観点から見ても権利が消尽したと解するのが相当

④東京高裁 H13.3.27

販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当する が、頒布権は認められない

理由:

ゲームにおける影像の変化は予め設定されたものからの選択にすぎず、プレイヤー自身が新たな影像を創造しているわけではない。映画にも、ストーリー、アングルを聴衆が選択可能になっているものもあり、ゲームと映画に有意な差はない

ただし、多量の複製物を販売するゲームソフトは、流通を支配することにより投資の回収を図る映画フィルムとは異なるものであり、頒布権は認められない

⑤<mark>最高裁 平成13(受)952第一小法廷</mark> (H14.4.25) 販売業者の勝訴

ゲームソフトは映画の著作物に該当し頒布権も認められるが、一旦適法に譲渡 された後は<mark>頒布権は消尽</mark>し、中古品の再譲渡にまで頒布権は及ばない

11

著作権と特許権

	特許権	著作権
権利の発生	方式主義(要審査、要登録)	無方式 主義 (無審査、無登録)
権利の性格	絶対的排他権 (他人の独自創作にも及ぶ)	相対的排他権 (他人の独自創作には及ばない)
権利の維持	料金の納付が必要	料金の納付は不要
権利の期間	出願から20年	著作者の死後 50年 まで



著作権は相対的排他権

まねをし ていれば 侵害 まねをして いなければ 非侵害



12

平成30年度【知的財産法】杉山 務

著作権の概要

著作物に関する権利

著作者の権利

著作物を伝達する者の権利

著作権(財産権)

複製権(コピー)

上演・演奏権 上映権 公衆送信権 公の伝達権 口述権

展示権

譲渡権 貸与権(レンタル) 頒布権

二次的著作物の創作権 二次的著作物の利用権

著作者人格権

公表権 氏名表示権 同一性保持権 同一性保持権 著作隣接権



_ 13

平成30年度【知的財産法】杉山 務

7

著作者の権利

第17条

著作者人格権

- ・著作者の人格的利益(精神的に傷つけられないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- 譲渡又は相続をすることができない
- ・保護期間は著作者の生存期間。しかし、著作者が存しなくなった後でも、著作者人格権の侵害となる行為はしてはならない

著作権(財産権)

- ・著作者の経済的利益(経済的に損しないこと)を保護
- ・著作物が創作された時点で付与(無審査、無登録)
- 譲渡又は相続をすることができる
- ・創作したときから始まり、死後50年間経過するまで存続

_ 14

平成30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ž To

著作権制度の目的は、文化の発展にある 著作権には、著作者人格権と財産的な著作権がある 著作権の財産権は支分権と呼ばれる権利の束である

ご清聴ありがとうございました。

13回(7日:水)は、著作物の例示と二次的著作物

5

著作権制度1

著作権法は「音楽や小説,絵画などの著作物に関し,著作者等の権利の保護を図り,もって文 化の発展に寄与すること」を目的

・著作権(創作と同時に自動的に権利が発生)

保護の対象となる著作物: すべての著作物が著作権の対象ではない2

- (1) 「思想又は感情」を表現したもの → 単なるデータを除く
- (2) 思想又は感情を「表現したもの」 → アイデアを除く
- (3) 思想又は感情を「創作的」に表現したもの → 他人の作品の単なる模倣を除く
- (4)「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの → 工業製品を除く

保護対象 (6条) 3

- ① 日本国民の著作物(国籍主義)
- ② 最初に日本国内で発行された著作物(発行地主義)
- ③ 条約により我が国が保護の義務を負う著作物(相互主義) ベルヌ条約

著作物の例示(10条)

- 1 小説, 脚本, 論文, 講演その他の言語の著作物 座談会の会話, 暗号, 手話, 点字, 職業別電話帳, 選挙当落予想図, 棋譜
- 音楽の著作物

即興演奏 (ジャズ, 浪花節等) 楽譜の存在は問わない

3 舞踊又は無言劇の著作物

バレー、ダンス、舞踏、パントマイムなどの振付け(演技ではなく演技の型)

4 絵画,版画,彫刻その他の美術の著作物

書, まんが, 舞台装置, 美術工芸品

建築の著作物

芸術的な建造物,橋,高速道路,公園(一般住宅は対象外)

- 6 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 道路, 住宅, 観光地図, 建物の設計図, グラフ, 図解, 地球儀, 人体模型
- 映画の著作物

劇場用映画、テレビ映画、ビデオ専用シネマ、テレビドラマ、TVコマーシャル

写真の著作物

グラビア (証明用写真は通常著作物とならない), ブロマイド, スナップ写真

9 プログラムの著作物

アプリケーションプログラム,ゲームプログラム,

1 (目的) 第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及 びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を 図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

^{2 (}定義) 第二条 - 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて,文芸,学術,美術又は 音楽の範囲に属するものをいう。

^{3 (}保護を受ける著作物) 第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律によ る保護を受ける。

一 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以 下同じ。) の著作物

二 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが,その発行の日から三十日 以内に国内において発行されたものを含む。)

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物